



みんなで取り組む特別支援教育 - 特別支援教育にICTを使ってみよう! -

文部科学省『特別支援教育におけるICTの活用について』では、「特別支援教育におけるICT活用の視点」として、次の2点が挙げられています。

- ① 教科指導の効果を高めたり、情報活用能力の育成を図ったりするための視点
- ② 障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服するための視点

本号では、指導室訪問等で参観した授業から、ICTを活用した実践を御紹介いたします。

【実践例①】教科指導の効果を高める（小学校：特別支援学級）

～ 図工科の授業で作った作品を鑑賞する場面での取組 ～

＜活用方法＞

児童は、教師から送られた友達の作品の画像をよく見て、良いと感じた箇所に○印等の書き込みをして教師に送り返す。それぞれが書き込みをした画像を電子黒板に映し、それを見ながら作品の良さや意見等を発表する。

＜児童の様子＞

自分の意見を伝えたり記憶に留めたりすることが苦手な児童も、自分で書き込んだ箇所を見たり指したりしながら発表していた。また、発表を聞く側も、○印等があることで注目しやすく、どの部分についての意見なのかも伝わりやすい様子が見られた。



【実践例②】自分の取組を確認したり考えたりする（小学校：言語通級指導教室）

～ 構音指導で平らな舌を維持する学習での取組 ～

＜活用方法＞

鏡を見ながら正しい形を確認した後に、タブレットで動画撮影をする。撮影後は、すぐに動画を見ながら振り返り、必要に応じて静止し舌の状況を確認する。その際、画面に○印やチェック事項を書き込んで保存し、学習の最後や次時の始まりに再度確認をする。

＜児童の様子＞

児童と一緒に画像を見ながら書き込むことで、児童自身が平らな舌を維持できるよう修正したり、上手にできていることに自信がついてこれからの意欲につながったり様子が見られた。



他にも、複数の学年で行う生活単元学習等の授業で、意見を共有するための手段として「Microsoft Teams」のチャット機能を活用した取組もありました。文章を作ることや文字を入力することが苦手な児童生徒も、単語やスタンプでの参加等、実態に応じた参加の仕方の工夫が見られました。

今回全ての実践を取り上げることはできませんが、誰もが主体的に学習活動に参加できるための工夫が、多くの学校でなされています。今後も、特別支援教育におけるICTの視点をもちながら、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の工夫を重ねていきましょう。

＜文部科学省＞「教育の情報化に関する手引き」

「特別支援教育におけるICTの活用について」★YouTubeもあります。

「発達障害のある子供たちのためのICT活用ハンドブック」

＜千葉県教育委員会＞「千葉県GIGAスクール通信」★Vol.14のテーマは「特別支援教育」です。

＜国立特別支援教育総合研究所＞「特別支援教育教材ポータルサイト」

授業づくりの
参考に
してください。



- 『医療的ケア』について 知ろう！ 学ぼう！ -



『医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下「医療的ケア児支援法」）』（令和3年6月公布、9月施行）により、国・地方公共団体・学校設置者の医療的ケア児への支援が、努力義務から責務となりました。

<医療的ケア児> *医療的ケア児支援法 第2条第2項 から抜粋

「日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童」（18歳未満の者及び18歳以上の高等学校等に在籍するもの）

<医療的ケアの定義> *医療的ケア児支援法 第2条第1項 から抜粋

「人口呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」

一般的には、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為を指し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれないものとされている。



（喀痰吸引）



（経管栄養）



（気管切開）



（導尿）



（インスリン注射）

文部科学省では、『小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～（以下「医療的ケア実施支援資料」）』（同年6月）を作成しました。小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理し、医療的ケア児に必要な医療的ケアの内容を把握するとともに、小学校等や教育委員会における具体的な体制整備等が示されています。

<小学校等における受け入れ体制の構築> *医療的ケア実施支援資料 第2編第1章 から抜粋

○看護師等の配置

- ・市町村教育委員会等によって配置された看護師等が医療的ケアを行い、教職員はそれをバックアップ（医療的ケア児の健康状態の見守り、看護師等との情報共有、緊急時の対応など）することとなる。

○教職員の役割

- ・医療的ケアを小学校等において行う教育的意義や必要な衛生環境などについて理解する。
- ・看護師等と必要な情報共有を行い、緊急時にはあらかじめ定められた役割分担に基づき対応する。

<小学校等における組織的な実施体制の構築> *医療的ケア実施支援資料 第2編第3章 から抜粋

○医療的ケア安全委員会の設置

- ・市町村教育委員会等が策定したガイドラインなどに基づき、校内で組織的に医療的ケアを実施することができるようにするため、校長、担任、養護教諭、学校医、医療的ケアに知見のある医師、主治医、看護師等などで構成される会議体（医療的ケア安全委員会）を設置するなどして、医療的ケアへの対応方法などを検討する必要がある。

- ① 医師から看護師等への指示の方法など、医療的ケアの実施に係る計画書等の作成
- ② 関係者の役割分担や連携の在り方
- ③ 危機管理への対応を含む個別マニュアルの作成
- ④ ヒヤリ・ハット事例の蓄積・分析
- ⑤ 緊急時の対応方法
- ・・・など

*小学校等で行われる医療的ケアの内容や教職員が教育活動を行うにあたって留意すること等は、医療的ケア実施支援資料「第3編医療的ケア児の状態等に応じた対応（第1章～第7章）」に具体的に記載されています。

